

住所表示の変更に伴う手続き

合併によって現在の富山市を除く6町村の区域では、住所表示が変わることになります。住所表示が変わっても、官公署等では、一般的には住所の変更等の手続きは必要ありませんが、必要なものもあることから、その要否について、主なものをお知らせします。

手続きに必要な「住所変更証明書」は、新「富山市」発足後、無料で、市役所市民課、各総合行政センターで発行します。なお、個人用の「住所変更証明書」は、最寄りの地区センターでも発行します。（一部の地区センターでは取り扱いできない場合がありますので、担当課へお問い合わせください。）

（ 国 関 係 ）

| 項 目 | 該当者 | 手続きの要否 | 手続方法等 | 問合せ先 |
|-------------------------------------------|----------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 不動産（土地・建物）の登記簿の所在 | | 不 要 | 法務局で順次修正します。 | 富山地方法務局 076-441-0550 |
| 不動産（土地・建物）等に所有者・抵当権者等として登記されている住所や本店所在地 | 土地・建物の登記簿に旧市町村の住所や本店所在地で登記されている方 | 不 要 | 新市名に変更を希望される方は、新市で発行する「住所変更証明書」を添付して、登記名義人の住所変更手続きをお願いします。その際には認印が必要です。 | 富山地方法務局 富山南出張所 076-429-2820 |
| 会社等の登記簿に登記されている本店・主たる事務所や役員の住所、会社や法人の印鑑証明 | 旧市町村に本店・主たる事務所がある会社や法人及びその代表者 | 不 要 | 法務局で順次修正します。早急に新市名に変更を希望される方は法務局に備え付けの用紙に記載して申し出てください。会社や法人の印鑑カードはそのまま利用できます。 | |
| 公正証書の住所 | 公正証書を受けている方 | 不 要 | 合併前に作成された公正証書に基づき、合併後に権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要となる場合があります。 | 富山公証人合同役場 076-442-2700 |
| 国民年金受給者の住所、厚生年金保険受給者の住所 | 年金を受給されている方 | 不 要 | | 富山社会保険事務所 076-441-3936 |
| 国民年金被保険者の住所、厚生年金保険被保険者の住所 | 左記の保険に加入されている方 | 不 要 | | |
| 政府管掌健康保険被保険者証、健康保険高齢受給者証 | 左記の被保険者証、受給者証をお持ちの方 | 要 | 市町村名が変更となる所在地の事業主の方は従業員の方から現在の被保険者証（受給者証）を回収し、社会保険事務所（または、事務局事務所）の指定する日に交換してください。従業員の方は、新しい被保険者証（受給者証）の「住所欄」にご自身で新しい住所を記入してください。 | 富山社会保険事務所 076-441-3936 |
| 労働安全衛生法による免許証、健康管理手帳 | 左記の免許証、手帳をお持ちの方 | 不 要 | | 富山労働局安全衛生課 076-432-2731 |

| 項目 | 該当者 | 手続きの要否 | 手続方法等 | 問合せ先 |
|-------------------------------|------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 労災保険受給者の住所 | 左記の保険を受給されている方 | 不要 | | 富山労働局労災補償課 076-432-2739 |
| 雇用保険適用事業所の所在地 | 左記保険の適用事業所 | 不要 | | 富山公共職業安定所 076-431-8609 |
| 雇用保険失業給付の受給に係る住所 | 左記給付の受給資格者・離職票保持者 | 不要 | | |
| 家畜個体識別に係る農家マスタ | 左記に該当する農家（牛の飼養者） | 不要 | | 富山農政事務所 076-421-6123 |
| 普通自動車・二輪（126cc以上）・軽自動車の自動車検査証 | 左記の自動車等の使用者・所有者 | 不要 | 抹消登録をする場合は、住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。 新市名に変更を希望される方は、新市で発行する「住所変更証明書」を添付して、変更登録の手続きをお願いします。 | 富山運輸支局 076-423-6618 軽自動車検査協会 074-423-8472 |
| 道路占用許可書（国道） 河川占用許可書（国所管分） | 左記の許可証をお持ちの方 | 不要 | 住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続きをしてください。 | 富山河川国道事務所 076-424-1701・1705 |
| 係属中の民事事件の当事者等の住所 | 左記民事事件の当事者及び利害関係人等の関係者 | 要 | 住所が変更になった旨を記載した書面（任意様式）を、当該民事事件を管轄する裁判所に提出してください。 | 当該民事事件を管轄する裁判所 |
| 恩給受給者の住所 | 恩給を受給されている方 | 不要 | | 総務省人事・恩給局恩給相談室 03-5273-1400 |
| 特許・実用新案・意匠・商標登録 | 左記の登録（出願）をされている方 | 要 | 登録済の方は「表示変更登録申請書」を特許庁出願支援課に提出してください。 出願中の方は「住所変更届」を提出してください。 | （社）発明協会富山県支部 0766-27-1150 富山県知的所有権センター 0766-29-1252 |
| 郵便貯金通帳・証書、キャッシュカード（郵便局関係） | 左記の通帳等をお持ちの方 | 不要 | 通帳及び証書の住所の訂正を希望される方は、合併後、最寄りの郵便局に通帳及び証書を持参ください。 | 最寄りの郵便局 |
| 簡易保険証書 | 左記の証書をお持ちの方 | 不要 | | |
| 郵便番号 | | 不要 | 郵便番号の変更はありません。 | |